

## 第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

### 1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進

#### (1) 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトの取組は、第1部パート3第2章第2節を参照。

#### (2) 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成することが重要です。国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を進めました。緑の回廊は、平成27年4月現在、24か所、約58万3,000haが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しました。

#### (3) 重要地域の保全

##### ア 自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています。（表2-4-1）。

表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	H28年3月	5地域 (5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域 (2万2,542ha)
	都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積		545地域 (7万7,409ha)
国立公園	箇所数、面積	H28年3月	32公園 (211万4,998ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		59.1% (125万804ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.2% (27万9,064ha)
	海域公園地区の地区数、面積		87地区 (4万5,152ha)
国定公園	箇所数、指定面積	H28年3月	57公園 (141万9,542ha)
	特別地域の割合、面積（特別保護地区を除く）		88.1% (125万1,272ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.6% (6万5,858ha)
	海域公園地区の地区数、面積		34地区 (8,391ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	H28年3月	85か所 (58万5,980ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		70か所 (16万343ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	H28年3月	9か所 (885ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所 (385ha)
保安林	面積（実面積）	H27年3月	1,214万3,000ha
保護林	箇所数、面積	H27年4月	855か所 (96万8,000ha)
文化財	名勝（自然的なもの）の指定数（特別名勝）	H28年3月	398 (36)
	天然記念物の指定数（特別天然記念物）		1,021 (75)
	重要文化的景観		50件

資料：環境省、農林水産省、文部科学省

## イ 自然公園

### (ア) 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園は、国土の14.6%を占めており（図2-4-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

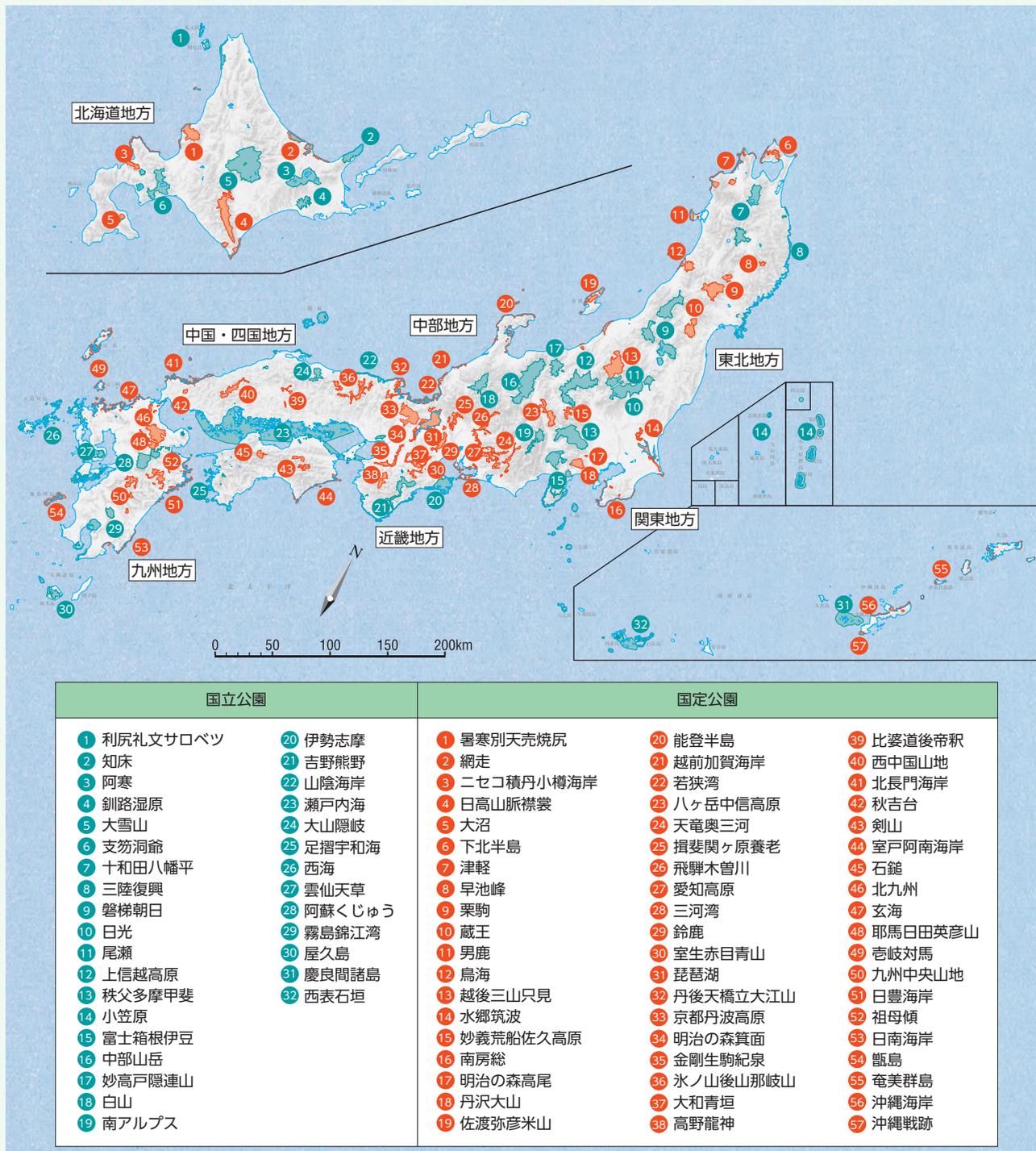
平成27年度は、吉野熊野国立公園の拡張、京都丹波高原国定公園の指定、釧路湿原国立公園、十和田八幡平国立公園（八幡平地域）、富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）、天竜奥三河国定公園（静岡県地域）の公園計画の見直しを実施しました。吉野熊野国立公園については、和歌山県海岸地域を国立公園区域に編入しました。京都丹波高原国定公園については、多様な生態系を有する地域が文化的景観とあいまって雄大な景観を有していることから、新規指定を行いました。十和田八幡平国立公園（八幡平地域）については、指定後初めてとなる全般的な見直し（再検討）を実施しました。

### (イ) 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、7つの国立公園において8つの生態系維持回復事業計画を策定しており、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種対策については、特に重点的対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、重点的な防除事業及び生態系被害状況の調査を実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。平成27年10月には、自然公園における緑化由来の外来種問題に対応するため、その望ましい在り方を「自然公園における法面緑化指針」として取りまとめました。本指針に沿って、周辺の環境と調和し、生態系、種、遺伝子の三つのレベルでの生物多様性の保全に配慮された法面緑化が行われることにより、自然公園の生物多様性の確保に資することを目的としています。

平成27年8月には、希少種を始めとする風致の維持上重要な植物の保全を強化することを目的として、国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針を見直しました。平成28年2月には、新方針に基づき、大山隠岐国立公園の指定植物を見直しました。

図2-4-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

さらに、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

国立公園の管理運営については、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」を平成27年3月に作成しました。また、平成28年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成

される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

#### (ウ) 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、平成27年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の19国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、平成27年度は中部山岳国立公園等の山岳トイレの整備を支援しました。

#### ウ 鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています。平成27年度は東よか干潟、肥前鹿島干潟（共に佐賀県）を新規指定しました（表2-4-1）。

#### エ 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています（表2-4-1）。

#### オ 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています（表2-4-1）。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業等33件について再生事業を実施しました。

#### カ 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました（表2-4-1）。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行いました。特に、原始的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等については、「保護林」として積極的に設定するなど、その拡充を図るとともに、モニタリング調査等により状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずるなど、適切な保全・管理を推進しました。

#### キ 特別緑地保全地区等

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。平成27年3月現在、全国の特別緑地保全地区等は558地区、6,318haとなっています。

#### ク 景観の保全

景観の保全に関しては、自然公園法によって優れた自然の風景地を保護しているほか、景観法（平成16

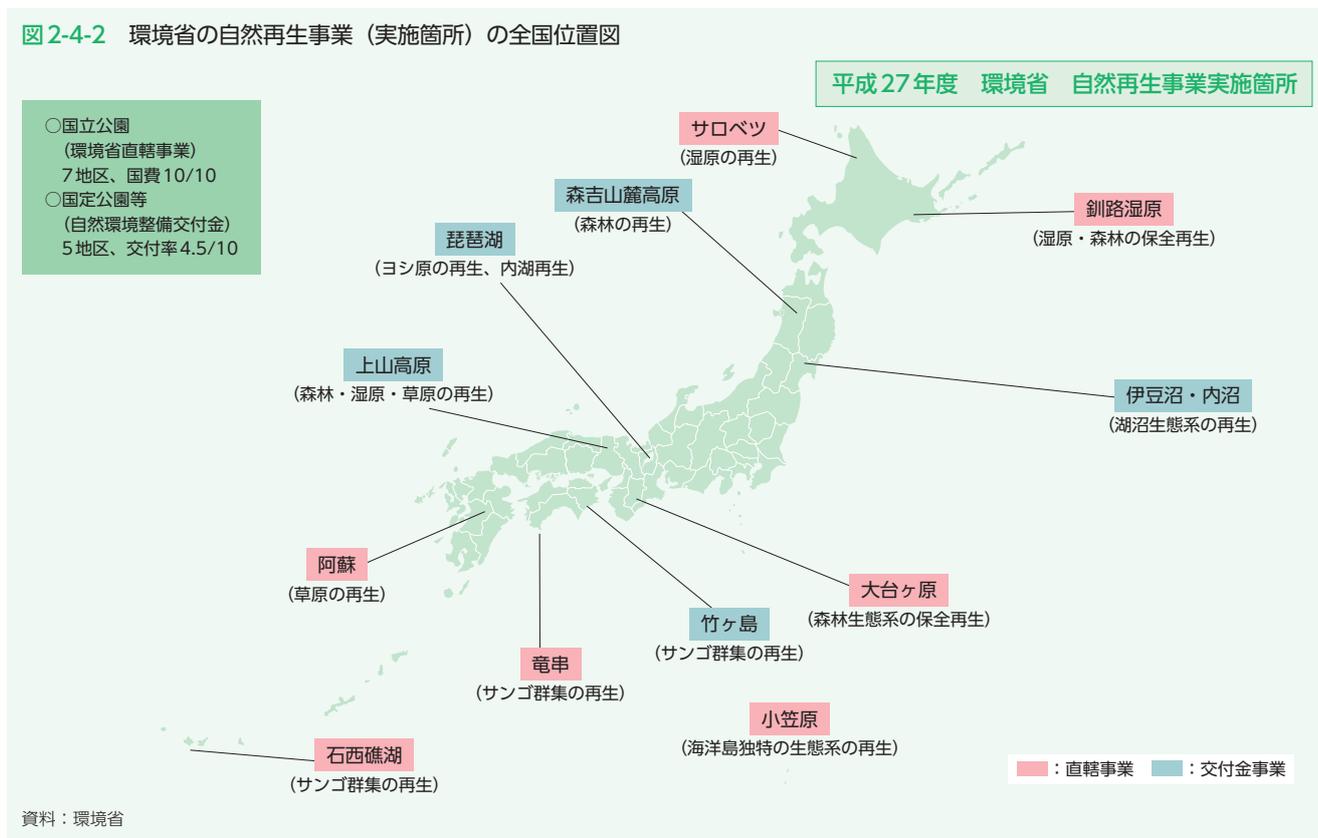
年法律第110号)に基づき、平成27年9月末現在、492団体で景観計画が定められています。また、文化財保護法により、平成28年3月31日現在、人と自然との関わりの中で作り出されてきた重要文化的景観を50地域選定しています(表2-4-1)。

#### (4) 自然再生の推進

自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づく自然再生協議会は、平成28年3月末現在、全国で25か所となっています。このうち24か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち21か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

平成27年度は、国立公園における直轄事業7地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業5地区の計12地区で自然再生事業を実施しました(図2-4-2)。

図2-4-2 環境省の自然再生事業(実施箇所)の全国位置図



これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。このほか、国立公園など生物多様性の保全上重要な地域と密接に関連する地域において都道府県が実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、生物多様性保全回復施設整備交付金により、熊本県が行っている球磨川の生態系を回復する事業を支援しました(第1部パート3第2章第2節2を参照)。

## 2 森林の整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施策を実施するとともに、立地条件に応じて、針広混交林化や複層林化等により、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、自然環境の保全など森林の有する公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、豊かな環境づくりや周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、水土保全機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。

なお、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の特定や境界確認等に対する支援を行っています。さらに、所在不明の森林所有者がある共有林で伐採をできるようにするための裁定制度、森林所有者や林地の境界に関する情報を「林地台帳」として市町村が一元的にまとめる制度の創設を含む森林法（昭和26年法律第249号）等の改正案が平成28年3月に閣議決定されました。

東日本大震災で被災した海岸防災林については、「今後における海岸防災林の再生について」等に基づき、被災箇所ごとに被災状況や地域の実情、さらには地域の生態系保全の必要性等に応じ再生方法を決定するとともに、海岸防災林の有する津波に対する減災機能も考慮した復旧・再生を推進しました。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティア活動等、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

森林資源のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。また、これらの調査結果については、モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図りました。

国家戦略及び農林水産省生物多様性戦略に基づき、森林生態系の調査等、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。

国有林野においては、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣の生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

### 3 都市の緑地の保全・再生等

#### (1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に基づき、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行いました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

## (2) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備を支援する「都市公園等事業」を実施しました。

## (3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

# 4 河川・湿地等の保全・再生

## (1) 河川の保全・再生

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース (<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>) として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

平成18年に策定した「多自然川づくり基本指針」により、多自然川づくりは全ての川づくりの基本として、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出に取り組んでおり、平成22年に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」により、治水対策を効率的・効果的に推進するとともに、良好な河川環境の形成に努めています。さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。また、多様な主体と連携して、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業に取り組みました。

## (2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、平成27年5月に新たに四つの湿地を条約に登録し、これにより国内のラムサール条約湿地は50か所になりました。また、平成13年度に「日本の重要湿地500」として選定していた、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等、国内の500か所の湿地について、湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について普及啓発を進めるとともに、選定から10年以上を経た環境の変化を踏まえ、重要湿地の見直しのための作業を行い、公表に向けて地方公共団体等と調整を行いました。

さらに、過去の開発等により失われた河川等の良好な自然環境の保全・再生を図るため、湿地等の保全・再生に取り組んでいます。

## (3) 土砂災害対策における自然環境の保全・創出

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した

山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めているところです。

## 5 沿岸・海洋域の保全・再生

### (1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画、国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づいて、「生物多様性の保全上重要度の高い海域」の抽出を行い、公表に向けた調整を行っています。

景観や生物多様性保全上重要な海域については、自然公園法に基づく海域公園地区に指定するなど海域の保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画に基づく保全の取組を推進するとともに、行動計画の進捗状況を点検し、改訂に向けた検討を進めました。

### (2) 水産資源の保護管理

漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1]「資源回復計画」の推進、[2] 外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[3] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、[4] ウミガメ（ヒメウミガメ等）、鯨類（シロナガスクジラ等）及びジュゴンの原則採捕禁止等、[5] サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、[6] 混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、国立開発研究法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

### (3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

### (4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPO等が行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる藻場・干潟等の整備を行いました。また、海洋環境整備船による漂流ごみ・油の回収を行うとともに、平成25年に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の効果を検証するため、26年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、27年6月に公表するとともに、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定と係留・保管施設の整備を推進しました。さらには、海辺の自然環境をいかした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を24地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組

みました。

#### (5) 海洋汚染への対策

第4章第7節を参照。

#### (6) 生物多様性の観点からの気候変動の適応策の推進

第1部パート1第2章第3節及び「生物多様性分野における気候変動への適応の基本的考え方について」(<http://www.env.go.jp/press/101297.html>)を参照。

## 第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

### 1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献

#### (1) 生物多様性条約

2014年（平成26年）10月に韓国・ピョンチャンにおいて開催されたCOP12で決定された「生物多様性戦略計画2011-2020」及び愛知目標の中間評価結果等も踏まえつつ、引き続き関係省庁間で緊密な連携を図り、愛知目標や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）」を始めとするCOP10決定事項の実施に向けて取り組んでいます。

また、条約補助機関会合等の条約関連会合で積極的に交渉に参加するとともに、科学技術助言補助機関等について開催支援を行いました。さらに、我が国は2016年（平成28年）12月にメキシコ・カンクンで開催されるCOP13までのビューロー国として、COP13に向けた国際的な議論に積極的に貢献しています。

生物多様性分野に回る資源（資金、人材、技術）の拡大を目指す「資源動員戦略」については、途上国向けの生物多様性関連の国際資金フローを世界全体で2006年～2010年（平成18年～平成22年）の年間資金の平均から2015年（平成27年）までに倍増させ、その水準を2020年（平成32年）まで維持することがCOP12において正式決定されたことを踏まえ、平成27年度に我が国を含む各国で上記決定に対する貢献の調査が行われ、我が国からも国際的資金調達及び国内支出について条約事務局に報告をしました。

我が国は、今次会合に向けた各議題別の専門家会合、地域会合の開催についても幅広い支援を行うとともに、「生物多様性、気候変動及び災害リスク削減」の決議案を提案するなど、各主要議題の議論に積極的に参加し、資源動員の目標設定等の合意に向けて大きく貢献しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置し本基金を活用し、生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するワークショップ開催等が進められています。

#### (2) 名古屋議定書

COP10において採択された名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施については、国家戦略の目標として掲げ、関係者及び関係省庁で締結に必要な国内措置の検討を進めました。

我が国は、COP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明しており、2011年（平成23年）に10億円を拠出しました。2015年（平成27年）9月現在、パナマ、コロンビア、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン、中央アフリカ地域等の各国や地域等を対象とした9件のプロジェク

トが承認され、世界52か国において国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

### (3) カルタヘナ議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進めました。

## 2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進

### (1) SATOYAMAイニシアティブ

二次的自然環境の保全及び自然資源の持続的利用を推進するための取組であるSATOYAMAイニシアティブを普及しました。具体的には、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」を通じて、2016年(平成28年)1月にカンボジア・シェムリアップにおいて「IPSI第6回定例会合」をカンボジア政府との共催により開催しました。本会合では、「持続可能なランドスケープ・シースケープ管理のための戦略的な活動の評価と展望」をテーマに、IPSI総会と公開フォーラムが行われました。なお、IPSIの会員は2016年(平成28年)1月現在、16か国の政府機関を含む184団体となりました。

また、平成25年に発足した、SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するための組織「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」により、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたリーフレットの作成や「エコプロダクツ2015」等の各種イベントへの参加、会員相互の交流・連携に向けたセミナーを開催しました。なお、本ネットワークの会員は平成27年10月現在、50地方自治体を含む106団体となりました。

### (2) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。

### (3) 保護地域に係る国際的な取組

第1回アジア国立公園会議を契機に設立された「アジア保護地域パートナーシップ (APAP)」の初代共同議長国として、同枠組みの活動を主導しました。具体的には、保護地域の協働型管理推進をテーマとした「保護地域の協働型管理に関するAPAPワークショップ」を平成27年11月に沖縄県石垣島で開催しました。

## 3 生物多様性に関わる国際協力の推進

### (1) ラムサール条約

平成27年5月に<sup>ひぬま</sup>涸沼(茨城県)、<sup>よしがだいら</sup>芳ヶ平湿地群(群馬県)、東よか干潟及び肥前鹿島干潟(共に佐賀県)の4湿地を新たにラムサール条約に登録するとともに、平成17年に登録した慶良間諸島海域の区域を大幅に拡大しました。これにより国内のラムサール条約湿地は計50か所(14万8,002ha)になりました。

2015年(平成27年)6月にウルグアイにおいて開催されたラムサール条約第12回締約国会議では、今後9年間のラムサール条約の実施の基礎となる「ラムサール条約戦略計画2016-2024」を始めとする16の決議が採択されました。このほか、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等の関係者と共に、ラムサール条約湿地における普及啓発活動等を進めました。

## (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全を目的とする国際的連携・協力のための枠組み「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の下に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワークに参加している国内32か所の生息地の管理者等を対象として普及啓発活動等を行いました。

## (3) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、アホウドリ及びズグロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、2015年（平成27年）11月に米国・フォルズチャーチにおいて、米国及び露国との間で二国間渡り鳥等保護条約会議を開催しました。会議では、渡り鳥の保全施策等に関する意見・情報交換を行い、渡り鳥保全のための協力を推進することを確認しました。

## (4) 国際的なサンゴ礁保全の取組

ラムサール条約第12回締約国会議において、サンゴ礁の保全に関する情報交換を行うためのワークショップを、ラムサール条約事務局と共催しました。また、2015年（平成27年）12月に、タイ・パタヤにおいて、国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 第30回総会をタイと共催し、今後のサンゴ礁モニタリングの在り方や、サンゴ礁保全のための海洋の空間計画の進め方について議論を行いました。

## (5) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びますが、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけての森林減少率は、1990年代に比べて約半分に低下しているものの、依然として減少が続いています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を実現する必要があります。我が国は、これに関する国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして国際的な取組を推進しています。

2015年（平成27年）5月の第11回国連森林フォーラム (UNFF11) において、「森林に関する国際的な枠組 (IAF)」を強化するとともに、これを2030年（平成42年）まで延長すること、「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書 (NLBI)」を「国連森林措置」に改称して2030年（平成42年）まで延長することなどが決定されました。

2015年（平成27年）11月にマレーシア・クアラルンプールで開催された第51回国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会では、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、運営や予算に加え、新たな事務局長の選出に向けた議論が行われました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採への対策として、我が国では、グリーン購入法に基づき、国等の機関で合法性が証明された木材・木材製品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

さらに、森林減少及び土地利用の変化に伴う人為的な温室効果ガス排出量は世界全体の排出量の約1割を占めるとされており、途上国における森林減少・劣化からの排出の削減に加え、森林保全も含めて排出削減を実現するREDD+という考え方が提唱されています。2015年（平成27年）12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議では、京都議定書に代わる、2020年（平成32年）以降の新たな国際枠組みであるパリ協定が採択され、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと（5条1項）、REDD+の実施及び支援を推奨すること（同2項）などが定められました。また、同会合でREDD+に関する三つの締約国会議決定（非炭素便益、非市場アプローチ、セーフガード）が採択され、条約の下でのREDD+方法論の検討が終了しました。

上記の取組のほか、国連食糧農業機関 (FAO) 等の国際機関への拠出等を通じた協力を行いました。

## 4 世界的に重要な地域の保全管理の推進

### (1) 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に基づき、屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。特に小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ、外来種対策の推進を推進しており、平成25年に兄島で新たに確認された侵略的外来種であるグリーンアノールや、陸産貝類に深刻な影響を与えているクマネズミについて、関係者の協働により重点的に防除対策を継続しました。また、世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」については、世界遺産委員会の勧告・要請事項に対応するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携し、富士山包括的保全管理計画を改定するとともに、富士山ヴィジョン及び各種戦略を策定し、平成28年1月に世界遺産センターへ保全状況報告書を提出しました。

世界自然遺産の国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、専門家による科学委員会や、地域との情報共有や合意形成の場である「地域連絡会議」を開催し、推薦に向けた検討を行いました。

### (2) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves、以下「BR」という。）」は、ユネスコの「人間と生物圏（Man and the Biosphere (MAB) 計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生態系の保全と持続可能な地域資源の利活用の調和を目的としています。なお、「ユネスコエコパーク」は、我が国での通称です。

現在、志賀高原（群馬県・長野県）、白山（石川県・岐阜県・富山県・福井県）、大台ヶ原・大峯山・大杉谷（奈良県・三重県）、綾（宮崎県）、屋久島・口永良部島（鹿児島県）、只見（福島県）及び南アルプス（山梨県・長野県・静岡県）の7地域がBRに登録され、豊かな自然環境を保全するとともに、それぞれの自然や文化の特徴をいかした地域づくりが積極的に進められています。

### (3) ユネスコ世界ジオパーク

2015年（平成27年）11月にユネスコ総会にてジオパークのユネスコ正式事業化の議案が可決され、国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Program）としてユネスコの正式事業となりました。国内の世界ジオパーク認定地である洞爺湖有珠山（北海道）、アポイ岳（北海道）、糸魚川（新潟県）、山陰海岸（京都府・兵庫県・鳥取県）、隠岐（島根県）、室戸（高知県）、島原半島（長崎県）、阿蘇（熊本県）の8地域は、正式事業化と同時にユネスコ世界ジオパークとして登録されました。ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパークの多くが国立公園と区域が重なっているため、ジオパークと連携した国立公園内の標識等の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラム作り、エコツアーガイド養成等を行いました。

### (4) 世界農業遺産

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業システムをFAOが認定するものです。平成27年12月に、清流長良川の鮎～里川における人と鮎のつながり～（岐阜県）、みなべ・田辺の梅システム（和歌山県）、高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム（宮崎県）が新たに認定され、我が国の認定地域は計8地域となりました。

## (5) 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）（1996年（平成8年）発効）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で約1,900万km<sup>2</sup>の乾燥地が土地劣化し、約15億人が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、気候的要因のほか、過放牧、過耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

UNCCDでは、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組むこととされています。我が国も締約国会議に参画・貢献するとともに関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。2015年度（平成27年度）はモンゴル国において住民参加による持続可能な牧草地利用等検討事業を継続して実施しました。また、米国に次ぐ規模の拠出国として条約活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査等を実施しました。

## (6) 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進のため南極条約（1961年（昭和36年）発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（1998年（平成10年）発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、2015年（平成27年）6月にブルガリアで開催された第38回南極条約協議国会議に参加し、南極特別保護地区等の管理計画や、非在来種の移入防除方法等、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、職員が第56次南極地域観測隊に同行し採取した水や土壌、生物等の試料を分析し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容等について検討しました。

## 第6節 科学的基盤を強化し、政策に結び付ける取組

### 1 基礎的データの整備

#### (1) 自然環境調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/2.5万現存植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成27年度までに、全国の約77%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。さらに、クマ等の動物調査を再開しました。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂

浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼<sup>しよ</sup>について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめて公表しており、第3期の取りまとめに向けた検討を進めています。

また、インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集共有化し、提供するシステム「いきものログ」については、より効率的に生物多様性データの収集と提供を行うための改修を行い、機能の充実と操作性の向上を図りました (<http://ikilog.biodic.go.jp/>)。いきものログにより、平成27年度末時点で600万件を超える全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

## (2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク (AP-BON)」のワークショップを2016年(平成28年)2月にタイで開催しました。また、第8回全球地球観測システム(GEOSS)アジア太平洋シンポジウムにおいて、AP-BON分科会を平成27年9月に中国で開催しました。さらに、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ (ESABII)」を推進するために分類学能力構築の研修等を2015年(平成27年)10月にマレーシアで実施しました。

研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「日本の生物多様性ホットスポットの構造に関する研究」等の調査研究を推進するとともに、約436万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました (<http://www.kahaku.go.jp/research/>)。また、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード(データ提供拠点)である独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報をGBIFに提供しました。

## 2 生物多様性の総合評価

第1節1を参照。

## 3 科学と政策の結び付きの強化

生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の連携の強化を目的として設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)」の事務局の機能の一部である、アジア・オセアニア地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価の技術支援機関(TSU)が、我が国の提案に基づき、平成27年4月に公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)に設置されました。IGESはTSUとして、平成30年までの3年間で専門家による執筆作業、執筆者会合開催、評価報告書作成等の支援を行います。また、IPBESの第4回総会が、2016年(平成28年)2月にマレーシア・クアラルンプールにて開催されました。同総会では、2014年(平成26年)から5か年の作業計画の履行状況の確認及び作業計画の見直しが行われたほか、「花粉媒介」及び「シナリオ分析」に関する評価報告書や、2016年(平成28年)修正予算、IPBES運用規則が承認されました。我が国はIPBESの国際的な議論に積極的に参画するとともに、IPBES作業計画に我が国の知見を効果的にインプットし作業計画に貢献するため、IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁間における国内連絡会を平成27年11月に開催しました。

## 第7節 東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組

### 1 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興

#### (1) 三陸復興国立公園に関する取組

みちのく潮風トレイルについては、平成26年10月に開通した福島県新地町から相馬市の区間（約50km）で踏破証明書の発行による利用促進を図ったほか、平成27年7月に岩手県岩泉町から宮古市の区間（約51km）、平成27年8月に岩手県野田村から普代村の区間（約24km）、平成27年9月に岩手県釜石市から大船渡市の区間（約144km）が新たに開通しました。また、トレイルの利用を促進するための取組として、トレイルマップの配布、踏破認定制度の導入、メディアを通じたPR、イベントの開催、ウェブサイトのリニューアル等を実施しました。さらに、岩手・宮城・福島県内の5つの地域を対象とした復興エコツーリズム推進モデル事業の3年間の成果や課題を踏まえ、推進体制の構築、エコツアーの商品化及び情報発信の強化等の検討を行いました。地震・津波による自然環境への影響の把握については、震災から5年間の変化状況を取りまとめ、過年度に地図化した「重要自然マップ」の更新等について情報発信を行いました。

#### (2) 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点やみちのく潮風トレイルにおいて、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の再整備や観光地の再生に資する復興のための整備を推進しました。宮城県気仙沼市では、キャンプ場の再整備を行い、平成27年7月にリニューアルオープンしました。青森県階上町では、<sup>はしかみだけ</sup>階上岳登山道沿いの<sup>おおびらきたい</sup>大開平に休憩所を整備し、平成27年9月に開所しました。また、岩手県内での三陸復興国立公園の整備について、自然環境整備交付金による支援を行いました。

### 2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

#### (1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響や、人間活動の減少による二次的な影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、植物の種子やネズミ等の試料の採取及び分析、定点カメラによる観測等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者、海外の研究者とも意見交換を行いながら、今後のモニタリング方法の検討等を行いました。

#### (2) 野生鳥獣への影響と鳥獣被害対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等は、原則立入り禁止となりました。これらの区域内では、農業生産活動等の人為活動が停滞していること、また、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲を行うことが難しい状況となっています。このため、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、農地を掘り返したり、家屋に侵入したりする被害が発生しています。これらの鳥獣をそのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがあります。

そのため、平成25年度においては旧警戒区域内の帰還困難区域等において、イノシシなどの生息状況調査及び捕獲を行い、4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）で計204頭のイノシシ等を捕獲しました。平成26年度からは上記に加え半径20キロ圏外の帰還困難区域も事業対象区域とし、5町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシ等の生息状況調査及び捕獲を行っており、平成26年度は計381頭、平成27年度は計286頭を捕獲しました。